

議案第 5 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり定める。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の給与に関する条例(昭和 26 年条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第 17 条の 5 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員及び任期付職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第 7 項第 4 号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の <u>95</u> (管理職手当を受ける職員にあつては、100 分の <u>115</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員及び任期付職員 当該再任用職員及び任期付職員の勤勉手当基礎額に 100 分の <u>45</u> (管理職手当を受ける職員にあつては、100 分の <u>55</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>10 附則第 7 項の規定が適用される間、第 17 条の 5 第 2 項第 1 号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第 7 項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に 100 分の <u>1.425</u> (管理職手当を受ける職員にあつては、100 分の <u>1.725</u>) を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に 100 分の <u>95</u> (管理職手当</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第 17 条の 5 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員及び任期付職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第 7 項第 4 号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の <u>85</u> (管理職手当を受ける職員にあつては、100 分の <u>105</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員及び任期付職員 当該再任用職員及び任期付職員の勤勉手当基礎額に 100 分の <u>40</u> (管理職手当を受ける職員にあつては、100 分の <u>50</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>10 附則第 7 項の規定が適用される間、第 17 条の 5 第 2 項第 1 号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第 7 項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に 100 分の <u>1.275</u> (管理職手当を受ける職員にあつては、100 分の <u>1.575</u>) を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に 100 分の <u>85</u> (管理職手当</p>

を受ける職員にあっては、100分の115)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

を受ける職員にあっては、100分の105)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

職員給料表

単位 円

職員の区分	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100

26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600	468,600
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000	469,000
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700	469,300
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200	469,600
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600	470,000
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000	470,400
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400	470,700
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800	471,000
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200	471,400
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600	471,800
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900	472,100
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200	472,400
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600	472,800

59	223, 200	275, 400	322, 500	363, 100	379, 500	402, 800	443, 900	473, 200
60	224, 100	276, 500	323, 700	363, 800	380, 200	403, 100	444, 200	473, 500
61	224, 800	277, 600	324, 400	364, 200	380, 600	403, 400	444, 500	473, 800
62	225, 800	278, 600	325, 300	364, 800	381, 300	403, 700	444, 800	474, 200
63	226, 600	279, 500	326, 100	365, 500	381, 900	404, 000	445, 100	474, 600
64	227, 500	280, 500	326, 900	366, 200	382, 500	404, 300	445, 400	474, 900
65	228, 200	281, 100	327, 800	366, 500	382, 900	404, 600	445, 700	475, 200
66	229, 000	282, 000	328, 200	367, 200	383, 500	404, 900	446, 000	475, 600
67	229, 900	282, 700	328, 900	367, 900	384, 100	405, 200	446, 300	476, 000
68	231, 000	283, 600	329, 700	368, 600	384, 700	405, 500	446, 600	476, 300
69	231, 700	284, 600	330, 500	368, 900	385, 100	405, 700	446, 900	476, 600
70	232, 400	285, 400	331, 200	369, 500	385, 600	406, 000	447, 200	
71	233, 000	286, 200	331, 900	370, 200	386, 100	406, 300	447, 500	
72	233, 800	287, 000	332, 600	370, 800	386, 700	406, 600	447, 800	
73	234, 600	287, 800	333, 100	371, 100	387, 000	406, 800	448, 100	
74	235, 300	288, 300	333, 700	371, 700	387, 400	407, 100	448, 400	
75	236, 000	288, 700	334, 200	372, 400	387, 800	407, 400	448, 700	
76	236, 600	289, 200	334, 800	373, 000	388, 200	407, 600	449, 000	
77	237, 300	289, 300	335, 100	373, 400	388, 500	407, 800	449, 300	
78	238, 100	289, 700	335, 600	373, 900	388, 800	408, 100		
79	238, 900	289, 900	336, 000	374, 500	389, 100	408, 400		
80	239, 600	290, 300	336, 500	375, 000	389, 400	408, 600		
81	240, 200	290, 500	336, 900	375, 500	389, 600	408, 800		
82	240, 900	290, 700	337, 400	376, 100	389, 900	409, 100		
83	241, 600	291, 100	337, 900	376, 600	390, 200	409, 400		
84	242, 300	291, 400	338, 400	376, 900	390, 400	409, 600		
85	242, 900	291, 700	338, 700	377, 300	390, 600	409, 800		
86	243, 600	292, 000	339, 100	377, 800	390, 900	410, 100		
87	244, 300	292, 300	339, 600	378, 200	391, 200	410, 400		
88	245, 000	292, 700	340, 000	378, 600	391, 400	410, 600		
89	245, 600	293, 000	340, 300	379, 000	391, 600	410, 800		
90	246, 100	293, 400	340, 700	379, 500	391, 900	411, 100		

91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200	411,400		
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400	411,600		
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600	411,800		
94		294,400	342,200	380,900	392,900	412,100		
95		294,800	342,700	381,200	393,200	412,400		
96		295,200	343,100	381,400	393,400	412,600		
97		295,400	343,200	381,600	393,600	412,800		
98		295,700	343,700	381,900	393,900	413,100		
99		296,100	344,100	382,200	394,200	413,400		
100		296,500	344,400	382,400	394,400	413,600		
101		296,700	344,700	382,600	394,600	413,800		
102		297,000	345,100	382,900	394,900	414,100		
103		297,400	345,500	383,200	395,200	414,400		
104		297,700	345,900	383,400	395,400	414,600		
105		297,900	346,400	383,600	395,600	414,800		
106		298,200	346,800	383,900	395,900	415,100		
107		298,600	347,200	384,200	396,200	415,400		
108		298,900	347,600	384,400	396,400	415,600		
109		299,100	348,100	384,600	396,600	415,800		
110		299,500	348,500	384,900	396,800			
111		299,900	348,800	385,200	397,100			
112		300,200	349,100	385,400	397,400			
113		300,300	349,600	385,600	397,600			
114		300,600		385,900	397,800			
115		300,900		386,200	398,100			
116		301,300		386,400	398,400			
117		301,500		386,600	398,600			
118		301,700		386,900	398,800			
119		302,000		387,200	399,100			
120		302,300		387,400	399,400			
121		302,700		387,600	399,600			
122		302,900		387,900	399,800			

	123		303,200		388,200	400,100			
	124		303,500		388,400	400,400			
	125		303,800		388,600	400,600			
	126					400,800			
	127					401,100			
	128					401,400			
	129					401,600			
再任用職員		187,300	214,800	240,200	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第17条の2 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第17条の4までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日（次条及び第17条の4においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第18条第6項の規定の適用を受ける職員及び市規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれ基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第17条の5 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第17条の2 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第17条の4まで及び<u>附則第7項第3号</u>においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日（次条及び第17条の4においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第18条第6項の規定の適用を受ける職員及び市規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれ基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、「退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。<u>附則第7項第3号</u>において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第17条の5 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び<u>附則第7項第4号</u>においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日に支給する。こ</p>

以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（市規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員及び任期付職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の9.0（管理職手当を受ける職員にあつては、100分の11.0）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員及び任期付職員 当該再任用職員及び任期付職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5（管理職手当を受ける職員にあつては、100分の52.5）を乗じて得た額の総額

3～5（略）

附 則

1～6（略）

これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（市規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員及び任期付職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第7項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の9.5（管理職手当を受ける職員にあつては、100分の11.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員及び任期付職員 当該再任用職員及び任期付職員の勤勉手当基礎額に100分の4.5（管理職手当を受ける職員にあつては、100分の5.5）を乗じて得た額の総額

3～5（略）

附 則

1～6（略）

7 平成30年3月31日までの間、職員（職員給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が6級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項及び附則第9項及び附則第10項において「最低号給に達しない場合」という。）にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び第9項において「給料月額減額基礎額」という。））

(2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

(3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第17条の2

第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、同項に規定する100分の20を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額(同条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、同項に規定する100分の20を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)

(4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額(第17条の5第4項において準用する第17条の2第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、同項に規定する100分の20を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第10項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第17条の5第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額(同条第4項において準用する第17条の2第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、同項に規定する100分の20を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第10項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第17条の5第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)

(5) 第18条第1項から第4項まで又は第6項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第18条第1項 前各号に定める額

イ 第18条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第18条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第18条第6項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

8 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実

施に関し必要な事項は、市規則で定める。

9 附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第12条から第15条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第16条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

10 附則第7項の規定が適用される間、第17条の5第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤労手当減額対象額に100分の1.275（管理職手当を受ける職員にあつては、100分の1.575）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤労手当減額基礎額に100分の85（管理職手当を受ける職員にあつては、100分の105）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第1（第3条関係）
職員給料表

単位 円

職員の 区分	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
(略)									
再任用 職員	(略)	254, 800	274, 200	289, 300	314, 700	356, 400	389, 500		

別表第1（第3条関係）
職員給料表

単位 円

職員の 区分	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
(略)									
再任用 職員	(略)	240, 200	254, 800	274, 200	289, 300	314, 700	356, 400		

(和光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 和光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(特定任期付職員の給料表等)	(特定任期付職員の給料表等)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	373,000 円
2	421,000 円
(略)	

2 (略)

(特定業務等従事任期付職員の給料表等)

第8条 第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定業務等従事任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

職務の級	1 級	2 級	3 級
給料月額	151,500 円	185,800 円	198,500 円

2・3 (略)

(特定任期付職員等の給与条例の適用除外等)

第10条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第17条の2第2項の規定の適用については、同項中「6月に支給する場合においては100分の122.5（管理職手当を受ける職員にあつては、100分の102.5）、12月に支給する場合においては100分の137.5（管理職手当を受ける職員にあつては、100分の117.5）」とあるのは「100分の167.5」とする。

3・4 (略)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	372,000 円
2	420,000 円
(略)	

2 (略)

(特定業務等従事任期付職員の給料表等)

第8条 第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定業務等従事任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

職務の級	1 級	2 級	3 級
給料月額	150,500 円	184,800 円	197,500 円

2・3 (略)

(特定任期付職員等の給与条例の適用除外等)

第10条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第17条の2第2項の規定の適用については、同項中「6月に支給する場合においては100分の122.5（管理職手当を受ける職員にあつては、100分の102.5）、12月に支給する場合においては100分の137.5（管理職手当を受ける職員にあつては、100分の117.5）」とあるのは「100分の162.5」とする。

3・4 (略)

第4条 和光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(特定任期付職員等の給与条例の適用除外等) 第10条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第17条の2第2項の規定の適用については、同項中「6月に支給する場合においては100分の122.5（管理職手当を受ける職員にあつては、100分の102.5）、12月に支給する場合においては100分の137.5（管理職手当を受ける職員にあつては、100分の117.5）」とあるのは「100分の <u>165</u> 」とする。 3・4 (略)	(特定任期付職員等の給与条例の適用除外等) 第10条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第17条の2第2項の規定の適用については、同項中「6月に支給する場合においては100分の122.5（管理職手当を受ける職員にあつては、100分の102.5）、12月に支給する場合においては100分の137.5（管理職手当を受ける職員にあつては、100分の117.5）」とあるのは「100分の <u>167.5</u> 」とする。 3・4 (略)

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条中第17条の2、第17条の5及び附則第7項から第10項までの改正規定並びに第4条の規定並びに附則第4項及び第5項 平成30年4月1日

(2) 第2条中別表第1の改正規定 平成31年4月1日

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1の規定並びに第3条の規定による改正後の和光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第7条及び第8条の規定 平成29年4月1日

(2) 改正後の給与条例第17条の5及び附則第10項の規定並びに改正後の任期付職員条例第10条の規定 平成29年12月1日
(給与の内払)

3 改正後の給与条例の規定又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定又は第3条の規定による改正前の和光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

4 職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）の一部を次のように改正する。
次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 1・2（略）	附 則 1・2（略） <u>（給与条例附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え）</u> 3 <u>育児短時間勤務職員等に対する給与条例附則第7項第1号、第3号及び第4号の規定の適用については、同項第1号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1</u>

項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第3号及び第4号中「給料月額及び」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額及び」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。

4 短時間勤務職員に対する給与条例附則第7項第1号の規定の適用については、同号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」とする。

5 給与条例附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第23条の規定の適用については、同条中「第16条」とあるのは、「附則第9項」とする。

（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

5 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 1～7（略）	附 則 1～7（略） <u>（職員の給与に関する条例附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え）</u>
<u>8～10（略）</u>	8 職員の給与に関する条例附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第15条第3項の規定の適用については、同項中「 <u>第16条</u> 」とあるのは、「 <u>附則第9項</u> 」とする。 9～11（略）

平成30年2月25日提出

和光市長 松本 武洋

提 案 理 由

職員の給料月額等を改正したいので、地方公務員法第24条第5項並びに地方自治法第96条第1項第1号及び第204条第3項の規定により、この案を提出するものである。